

制定 平成24年3月21日
最終改正 令和3年5月12日
第61回理事会

一般社団法人 全日本冠婚葬祭互助協会
プライバシーマーク指定審査機関基本規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「当協会」という。）は、日本産業規格 JISQ15001「個人情報マネジメントシステムー要求事項」に適合した個人情報の取扱いを当協会の加盟会員に推進することを目的として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（以下「付与機関」という。）と「プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する契約」を締結し、当協会の正会員及び準会員を対象にプライバシーマーク付与の適格性に関する審査（以下「付与適格性審査」という。）を行うものとする。

(適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、プライバシーマーク指定審査機関の運営及び付与適格性審査に関し遵守すべき基本事項とする。

(用語及び定義)

第3条 本規程で使用する主な用語は、本規程で定めるもののほか、次に掲げるものにおいて使用する用語の例による。

- 一 付与機関が定める「プライバシーマーク制度基本綱領」（以下「基本綱領」という。）
- 二 付与機関が定める「プライバシーマーク指定審査機関の指定に関する規約」
- 三 付与機関が定める「プライバシーマーク指定審査機関指定基準」
- 四 日本産業規格 JIS Q 15001「個人情報保護マネジメントシステムー要求事項」（以下「JIS」という。）

(引用基準)

第4条 次に掲げる基準は、本規程に引用される限りにおいて、本規程の一部となる。

- 一 付与機関が定める「プライバシーマーク付与適格性審査の実施基準」（以下「付与適格性審査の実施基準」という。）
- 二 付与機関が定める「プライバシーマーク制度における欠格事項及び判断基準」（以下「欠格事項及び判断基準」という。）

三 付与機関が定める「プライバシーマーク付与に関する規約」

第2章 審査機関

第1節 組織

(審査業務の独立性)

第5条 当協会は、役員構成及び審査業務以外の業務が、審査業務の公正な実施及び信頼性の保持に支障を及ぼすことのないようにするものとする。

(差別的な業務遂行の禁止)

第6条 当協会は、審査業務を遂行するための方針、手順及びそれらの運用においては差別的でないものとする。

(公平性の確保)

第7条 当協会は、審査業務を実施するにあたり、公平性を維持するものとする。

(責任)

第8条 当協会は、自らの責任において審査業務を実施する。

2 当協会は、審査の結果に基づいて、十分な証拠がある場合は付与適格決定をし、十分な証拠がない場合にはプライバシーマーク付与の適格性を否認する決定を行うものとする。

(個人情報保護マネジメントシステム)

第9条 当協会は、JISに準拠した個人情報保護マネジメントシステム（以下、「PMS」という。）を持たなければならない。

(審査業務の継続的改善)

第10条 当協会は、審査業務の運営を明確にするため、審査業務の継続的改善に関するマネジメントシステムを持たなければならない。

第2節 審査業務方針

(審査業務方針の策定)

第11条 当協会の代表者（以下「会長」という。）は、審査業務の実施に関わる決意表明及び次の事項を含む審査業務方針を定めるとともに、これを実行し、かつ、維持するものとする。

a) 公平性に関する事項

b) 秘密情報の適正な管理に関する事項

- c) 苦情及び相談への適切な対応に関する事項
- d) 審査業務の継続的改善に関する事項

(方針の文書)

第12条 会長は、審査業務方針を本規程の別紙様式「一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会プライバシーマーク審査業務方針」のとおり文書化し、審査業務を実施する内部の組織の全ての階層にこの方針を周知するものとする。

(審査業務方針の公表)

第13条 当協会の代表者は、この方針を制定又は改定年月日、代表者名、問い合わせ窓口を明記の上協会ウェブサイトにおいて公表するものとする。

第3節 付与適格性審査の基準

(審査基準)

第14条 付与適格性審査を受けようとする申請者の PMS を審査するための基準は、JIS への適合性を判断するために付与機関が定める指針に示されているものとする。

2 当協会が行う付与適格性審査において、当協会が定める個人情報保護マネジメントシステムに関するガイドラインを、付与機関の承認を得て前項の審査基準に含めることができる。

なお、前述のガイドラインは当協会ウェブサイトにおいて公表するものとし、変更する場合は付与機関が定める手続きに基づいて行うものとする。

(審査事項の限定)

第15条 当協会は、付与適格性審査に関わりのない事柄について申請者を審査してはならず、申請者への要求事項、審査及び決定は、当該審査業務の範囲に関係する事項に限るものとする。

第3章 審査業務の実行体制

第1節 資源、役割、責任及び権限

(体制の整備)

第16条 会長は、次に示す a) ～ f) の事項を確実に実施するために不可欠な資源を用意し、必要な体制を整備する。

- a) プライバシーマーク審査会の設置及び運営
- b) 審査部門の独立

- c) 要員の確保
 - d) 秘密情報の適正管理
 - e) 苦情及び相談への適切な対応
 - f) 経理的な基礎
- 2 会長は、審査業務を効果的に実施するために、役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ、要員に周知する。

(審査業務管理者)

- 第17条** 会長は、本規程の内容を理解し実践する能力のある審査業務管理者を協会内部の者から指名し、審査会の定めた方針に基づいた審査業務の実施及び運用に関する責任及び権限を、他の責任にかかわらず与え、業務を行わせる。
- 2 審査業務管理者は、審査業務の改善及び見直しの基礎として、審査業務の実施状況を会長に報告しなければならない。

第2節 プライバシーマーク審査会の設置及び運営

(プライバシーマーク審査会)

- 第18条** 当協会は、審査業務の実施の公平性を確保するため、以下の事項を審議するプライバシーマーク審査会（以下「審査会」という。）を設置し、業務を行わせる。なお、当協会は審査会の審議結果を最大限尊重しなければならない。
- a) 審査機関としての運営に関する方針
 - b) 審査業務に関する規程及び手順等の制定改廃
 - c) 付与適格決定の可否及びその決定に係る異議申出への答申
 - d) 審査業務の見直し
 - e) 付与事業者の監督
 - f) 審査業務の企画運営に関わる事項で協会が必要と認める事項
 - g) 付与機関規程に基づく付与機関への報告
 - h) その他審査会が必要と認める事項
- 2 協会は、審査業務の実施状況について、定期的に審査会に報告しなければならない。

(審査会の構成)

- 第19条** 会長は、審査会がその業務の実施において営業上、財政上及びその他の圧力に影響されないようにしなければならない。
- 2 審査会の委員は、その過半数を、個人情報取り扱い及び保護について知見を有する外部の者（以下「外部有識者」という。）から選任するものとする。
- 3 審査会の審査会委員長は、委員の互選により選任するものとする。

4 協会は、委員の任期を予め定めなければならない。ただし、再任を妨げない。

(審査会の開催)

第20条 当協会は、定期的に審査会を開催するものとする。審査会は、外部有識者である委員を含む過半数の委員の出席をもって成立するものとする。

(審査会での採決)

第21条 審査会における採決は多数決によりこれを行う。ただし、可否同数の場合は審査会委員長が決する。

2 議案の内容に直接の利害関係を持つ者は、当該議案については審査会の採決に加わってはならない。

3 審査会は、委員長が提案した場合において、当該提案につき審査会の委員(当該事項について採決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の採決があったものとみなすことができる。

第3節 プライバシーマーク審査部門

(プライバシーマーク審査室)

第22条 当協会は、付与適格性審査を行う部門としてプライバシーマーク審査室を設置するとともに、その独立性を確保する。

2 当協会は、審査業務以外の業務が、審査業務の公正な実施及び信頼性の保持に支障を及ぼさないよう、審査部門の業務範囲を明確にする。

(要員の確保)

第23条 当協会は、その対象とする事業者数に応じるに十分な要員を確保する。

(経理的な基礎)

第24条 当協会は、審査業務の公平性及び継続性を確実にするに足る経理的な基礎を維持する。

(内部規程)

第25条 当協会は、次の事項を含む内部規程を文書化し、かつ、維持する。

- a) 審査業務を実施するための権限及び責任に関する規定
本規程及びプライバシーマーク付与適格性審査業務管理規程(以下「業務管理規程」という。)に定める。
- b) 委員会の設置及び運営に関する規定
プライバシーマーク指定審査機関組織規程に定める。

- c) 以下の事項を含む審査業務の実施に関する規定
 - i) 申請者の付与適格性審査及び付与適格性の認否の決定の手順に関すること
プライバシーマーク付与適格性審査手続等規程に定める。
 - ii) 注意、勧告、プライバシーマーク付与の一時停止及びプライバシーマーク付与の取消しに関すること
プライバシーマーク付与適格性審査手続等規程に定める。
 - iii) プライバシーマーク付与の更新の手順に関すること
プライバシーマーク付与適格性審査手続等規程に定める。
 - iv) 現地審査の費用に関すること
現地審査に係る費用に関する規程に定める。
 - d) 秘密情報の取扱いに関する規定
プライバシーマーク付与適格性審査業務に係る秘密情報の取扱いに関する規約に定める。
 - e) 秘密情報の適正管理に関する規定
業務管理規程第2章に定める。
 - f) 審査業務の要員の教育及び監督に関する規定
業務管理規程第5章に定める。
 - g) 外部委託に関する規定
業務管理規程第4章に定める。
 - h) 文書管理に関する規定
業務管理規程第3章に定める。
 - i) 異議申出の取扱いに関する規定
異議申出の取扱いに関する規程に定める。
 - j) 苦情及び相談への対応に関する規定
苦情・相談等に関する規程に定める。
 - k) 監査、改善及び見直しに関する規定
審査業務管理規程第6章に定める。
- 2 当協会は、必要に応じて内部規程を改定する。

第4章 審査業務の実施

第1節 審査業務に関する事項の公開

(公開事項)

第26条 当協会は、以下の事項を書面（電子的方式、磁気的方式など人の知覚によっては認識できない方法で作られる記録を含む。以下同じ。）により公開する。また、常に最新の状態を維持する。

- a) 審査業務に関する説明
 - b) 審査業務を実施する拠り所となる権限についての情報
 - c) 付与適格性審査及び付与適格性の認否の決定の手順についての情報
 - d) 申請者が支払うべき費用に関する情報
 - e) 申請者の権利及び義務の記述。これにはプライバシーマークのロゴの使用方法及び付与適格決定についての言及方法に関する要求事項又は制約事項を含める。
 - f) 注意、勧告、プライバシーマーク付与の一時停止及びプライバシーマーク付与の取消しについての規則及び手順に関する情報
 - g) 苦情及び相談並びに異議申出の処理手順に関する情報
 - h) 協会が付与適格決定を行った付与事業者の名簿(所在地を含む)
- 2 前項に基づく公開は、当協会のウェブサイトにおいて公表することにより行うものとする。

(申請)

第27条 当協会は、申請者から付与適格性審査の申請を受けて審査を実施する。

- 2 当協会は、付与適格性審査の申請を受けるときに、付与適格性審査を受けるために必要な情報はすべて開示すること及び開示する情報の全てが事実であることを、申請者に誓約させる。

第2節 秘密情報の取扱い

(取扱いの原則)

第28条 当協会は、審査業務の実施にあたって取得する申請者についての情報(以下「秘密情報」という。)の取扱いに関する手順を定め、実施し、かつ、維持する。

ただし、審査機関が保有する情報が次のいずれかに該当する場合は、秘密情報には含まれない。

- a) 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- b) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- c) 開示を受けたとき公知であった情報
- d) 開示を受けた後、自己の責めに帰し得ない事由により公知となった情報

(適正な取得)

第29条 当協会は、適法、かつ、公正な手段によって秘密情報を取得する。

(目的外利用の禁止)

第30条 当協会は、審査業務を実施するために必要な範囲を超えて秘密情報を利用しない。

(第三者提供)

第31条 当協会は、申請者による書面の同意がある場合を除き、秘密情報を第三者には提供してはならない。ただし、次に示すいずれかに該当する場合はこの限りではない。

一 法令に基づく場合

二 必要な範囲で秘密情報の一部を付与機関又は他の審査機関と共同利用する場合

三 第三者に秘密情報の取扱いの一部を委託する場合

2 当協会は、前項ただし書き第一号に基づき秘密情報を第三者に提供する場合、申請者に事前に通知しなければならない。ただし法令により申請者への通知が制限される場合はこの限りではない。

第3節 付与適格性審査及び付与適格性の認否の決定

(手順の確立)

第32条 当協会は、付与機関が定める「付与適格性審査の実施基準」に基づき、付与適格性審査及び付与適格性の認否の決定に関する手順を定め、実施し、かつ、維持する。

(利害関係者の排除)

第33条 当協会は、申請者と直接の利害関係のある者を、当該申請者の審査又は付与適格性審査の手續に関与させない。

(付与機関への報告)

第34条 当協会は、付与適格決定、付与適格性を否認する決定又は審査の打切りを行った事業者について、付与機関に通知する。

第5章 審査業務の運用管理

第1節 適正管理

(正確性の確保)

第35条 当協会は、審査業務の実施に必要な範囲内において、秘密情報を、正

確、かつ、最新の状態で管理する。

(安全管理措置)

第36条 当協会は、秘密情報の安全管理のために必要、かつ、適切な措置を講じる。

(要員の監督)

第37条 当協会は、要員に秘密情報を取り扱わせるに当たっては、当該秘密情報の安全管理が図られるよう、要員に対し、必要、かつ、適切な監督を行う。

第2節 外部委託

(外部委託の制限)

第38条 当協会は、審査業務を外部の機関に委託しない。ただし、審査業務を実施するにあたっての公平性に反しない場合に限り、外部の機関に審査業務の一部を委託することがある。

(委託先の監督)

第39条 当協会は、審査業務の一部を外部の機関に委託する場合は、十分な秘密情報の保護水準を満たし、かつ、審査業務の公平性を損なわない者を選定して、業務を行わせる。

2 前項の場合、当協会は委託先と契約を締結し、委託先に対する必要、かつ、適切な監督を行う。

第3節 教育

(教育)

第40条 当協会は、外部有識者たる委員を除く要員に対し、適切な教育を実施する。

2 当協会は、それら要員に、審査業務の実施に必要な事項を理解させる手順を確立し、かつ、維持する。

第4節 文書管理

(文書の取扱い手順)

第41条 当協会は、審査業務に関する全ての文書を管理する手順を確立し、実施し、かつ、維持する。

第5節 調査及び措置

(注意、勧告、プライバシーマーク付与の一時停止及びプライバシーマーク付与の取消し)

第42条 当協会は、付与機関の定める「プライバシーマーク付与に関する規約」及び「欠格事項及び判断基準」に基づき、注意、勧告、プライバシーマーク付与の一時停止及びプライバシーマーク付与の取消しに関する条件を定めるとともにその運用手順を確立し、実施し、かつ、維持する。

第6節 異議の申出

(申出の処理手順)

第43条 当協会は、申請者及び付与事業者からの異議の申出を受付けて、適切、かつ、迅速に取扱う体制及び手順を確立し、かつ、維持する。

第7節 苦情及び相談

(対応の手順)

第44条 当協会は、申請者、付与事業者、本人又は消費者からの苦情及び相談を常時受け付けて、適切、かつ、迅速な対応を行う体制及び手順を確立し、かつ、維持する。

第8節 運用及び点検

(監査及び改善)

第45条 当協会は、自らの審査業務が適正に実施されていることを確認するために、定期的に監査し、是正処置及び予防処置を実施する手順を確立し、実施し、かつ、維持しなければならない。

(代表者による見直し)

第46条 会長は、定期的に審査業務を見直す。

第6章 その他

(規程の改廃)

第47条 この規程の改正は、審査会の審議を経て、理事会の承認を得るものとする。

附則

この規程は、平成24年3月21日より施行する。

附則（平成25年7月17日）

この改正規程は、平成25年7月17日より施行する。

附則（令和元年7月30日）

この改正規程は、令和元年7月30日より施行する。

附則（令和3年5月12日）

この改正規程は、令和3年5月12日より施行する。